

自治体経営と民間化政策の行方

北海道大学法学研究科・公共政策大学院教授
宮 脇 淳

日本の民間化政策は、1980年代以降、第三セクター等を中心に本格化し、2000年代に入り指定管理者、PFI等制度的拡充が図られている。民間化政策の背景には、超少子高齢化、経済の成熟化やグローバル化等に伴う人的資源、財源等の制約が大きな影響を与えていることは周知のとおりである。こうした民間化政策は、効率化に加え、行政の硬直的な体質の改善を通じて、公共サービスの質的向上にも一定の成果を生み出した。一方で、民間化のさらなる拡充には、役割・責任の分担の明確化等行政と民間を通じたガバナンスの進化が不可欠である。ガバナンス構造の進化とは何か。それは、行政と民間の公共サービスに関する情報の集積と伝達移動の構図の変革である。民間化の取組みの本質は、行政と民間との間の権限や責任の構造、すなわちガバナンス構造の再構築にある。その核となるのは情報共有、すなわち行政組織、民間組織を通じて展開される公共サービスに関する情報の集積と伝達移動の構図の再構築を意味する。本稿では、自治体経営に焦点を当て、日本の民間化政策の経緯とそこで形成されるメリットを踏まえつつ、さらに民間化の取組みを充実させていくための課題を検証する。

はじめに

自治体経営とは、「将来住民の選択肢を奪うことなく、現在住民のニーズに対応するため、限られた資源を有効に活用し地域の持続性を確保すること」である。したがって、現在住民のニーズを最優先し短期的視野で実質的借金を増加させたり、様々な公共料金を必要以上に低く抑制し施設の老朽化を深刻化させたりして、将来住民に大きな負担を残すことは、自治体経営として不適切となる。一方で、将来への危機感だけを過度に重視し将来住民の選択肢の確保を最優先することで、現在住民のニーズを軽視することも自治体経営として不適切である。なぜならば、いずれも地域の持続性を確保することにはならないからである。

将来住民と現在住民のニーズを「妥当性」と「適正性」をもって結びつけるのが自治体経営の原則である。妥当性は、十分かつ必要な情報を共有した行政や議会での議論、そして必要に応じて地域や住民で政策を議論し選択するプロセスを確保すること、すなわち、

政策の決定に民主的なプロセスを担保することである。適正性とは、政策の議論や選択において目的達成に向けた明確な判断の行動規範（評価のものさし）を共有すること、すなわち、政策の良し悪しを行動規範に基づき判断し、優先順位をつけて体系化することである。民間化の推進も自治体経営の適正性を担保する行動規範のひとつであり、この行動規範をどこまで評価軸として重視するかにより自治体経営の質が左右されることになる。

民間化の取組みは 1980 年代、日本経済の低成長化が始まった時代から第三セクター等で本格化し、2000 年代に入って以降、更に公共サービスの民間化の拡充に向けた制度が整備されてきた。具体的には、限られた資源の中で公共サービスの質的向上を図るため、従来からの業務委託、第三セクターに加え、指定管理者制度、民間資金活用等の制度導入が進められてきた。こうした新たな制度の実践を通じて、民間化のメリットとデメリットが実務面でも明確となりつつある。自治体経営においてデメリットを克服し、民間化の取組みを充実させていく本質的課題を以下では検証する。

1 民間化の導入

(1) 民間化の意味

本稿では、民営化と民間化の意味を明確にすることから始めたい。民営化とは、公共サービスとして地方自治体等が提供してきた業務を、公共財や準公共財の領域から私的財の領域に移行し、経営やサービス提供の責任の主体を企業等民間組織にすべて委ねることを意味する。したがって、そこで提供されるサービスは、基本的に私的サービスとなる。具体例でみると、バス運行を担ってきた公営交通を完全民営化した場合、路線等の維持・廃止の判断は経営主体たる民間事業者に基本的に委ねられる。しかし、それでは地域の足を十分に確保できないため、不採算路線の維持に向けて地方自治体が赤字補てんする補助金政策が実施される。この場合は、私的サービスに対する政策的補完であり、利用者に対する最終的なサービス提供の責任と判断は民間事業者が担う。

これに対して、民間化は、公共サービスとしての位置づけを維持したまま、その提供業務を民間企業あるいは NPO 組織、地縁団体などに一定の契約関係に基づき委ねることである。したがって、公共サービスとしての住民に対する最終的な提供責任は、地方自治体が担う仕組みである。前述のバス運行を担う公営交通の民間化事例として、一定の路線等についての運行を民間事業者に委ねる仕組みの場合、路線の確保や運航の維持の最終的責任は地方自治体にある。

重要な点は、民間化は公共サービスの提供であり、民間側でも公共サービスの持つ持続性や公平性の担保を着実に実施し、地方自治体とともにそれを担保する契約形態とチェック機能を構築することが大前提となることである。この点について、改めて地方自治体そして民間の両者が十分に認識する必要がある。

(2) 民間化政策の経緯

次に、地方自治体における民間化政策の経緯を概観する。なぜならば、民間化の取り組みは、2000年代以降、はじめてスタートしたものではなく、過去からの積上げの中でメリット・デメリットが堆積し、提供している公共サービスの特性が形成されているからである。したがって、民間化の今後を検討するに際しては、これまでの民間化の特性を踏まえる必要がある。

ア 1980年代の民間化政策

民間化は、新しいものではない。1980年代の中曽根内閣時代に NPM (New Public Management) 理論 (以下 NPM) を柱として活用された第三セクターも民間化のひとつである。第三セクターは、地域政策に一定の成果をもたらす一方で、必ずしも良好な結果ばかりを生み出していない。その原因としては、①第三セクターの事業が観光や住宅等広範な領域で設定されたこともあり、事業展開の必然性や責任の所在に対して必ずしも明確かつ十分な体制が形成できず、官と民の課題が結合する結果となったこと、②官民の縦割りと上下関係を前提として展開されたため、実態的には請負事業と類似した構図 (「官は指示する人、民は作業する人」) となり硬直的な体質となったこと、などが挙げられる。こうしたガバナンスの構図は、各地での第三セクターの経営破綻、続く北海道夕張市の財政破綻にも結びついている。

重要な点は、80年代の民間化政策が日本経済の低成長への移行に伴い、公的部門が担ってきた領域を民間に開放する視点を重視して展開されたことである。日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本専売公社の民営化からはじまり、官民両者の出資等の形態で運営される第三セクターや公有地信託の活用等民間化が、国・地方自治体を通じた財政危機の深刻化とともに、経済の低成長化に伴う民間企業の収益力低下を補うための活動領域拡大を意図して進められている。

イ 2000年代の民間化政策

これに対して 2000年代の PPP (Public Private Partnership) 理論 (以下 PPP) における民間化政策は、公的領域を「官民共通の言葉」で語り、民間企業だけでなく NPO 組織、地縁団体等とパートナーシップで支えることをめざすものである。NPM では、市場原理を基本とすることから民間企業の活動領域拡大が中心となったのに対して、PPP では NPM による事業展開の効率化への取り組みは継続しつつ、それによって生じた格差やセーフティネットの劣化等の問題に対し、NPO 等非営利団体や地縁団体も含めて官民連携の繋がりを拡充し是正することを視野に入れている。

前述したように NPM に基づく第三セクターで代表される民間化が、主に「官は指示す

る人、民は作業する人」の請負型で運営され、官と民が抱える課題が輻輳化し、責任関係が不明確化しやすい構図で形成されてきたのに対して、PPPにおける民間化は、「官と民とが共に考え共に行動すること」を本質とし、公会計改革、公務員制度改革、公共事業の発注契約制度の見直し等を通じて官と民が共通の言語で語り合い、互いに水平的な信頼関係を形成し役割と責任の分担を明確にする枠組みづくりを求める構図である。そのため、NPM以上に官と民を分ける二元論的制度（公法と私法、公会計と企業会計、公務員と民間人等）の見直しや地域ごとで異なる環境に対応するための地方分権の取組みが不可欠となる。

英国では、サッチャー政権以降のNPMの取組みを評価しその成果を踏まえた上で、ブレア政権では更なる民間化政策を進めると同時に、行政、企業、住民のパートナーシップを重視するPPPを柱とした政策を展開する流れを形成している。日本でも2000年代以降、NPMに基づく行政改革、PFI制度の導入等を進め公的部門の効率性を高める努力と同時に、コミュニティや地域とのパートナーシップのあり方を再構築する視点が重視されている。

ウ PPPの民間化政策

PPPの民間化政策の考え方の基本は、①公共サービスの提供は行政に独占されるべきではなく、住民や企業も公共サービスを提供する主体として認識すべきであること、②公共サービスの単純な民営化・民間化ではなく企業に加えて、NPOや住民等との連携を重視すること、③公共サービスの質的改善に対するコーディネート機能（結びつける機能）、モニタリング機能（効果を見極める機能）の強化を重視すること、などが挙げられる。PPPでは、公共サービス提供の主体と形態が多様化することを意味している。

公共サービス提供の形態は、大きく「私的執行」と「公的執行」の両極に分けることができる。私的執行とは、公共サービスの提供を民間企業や住民が自ら担う形態であり、いわゆる「do-it-yourself」の社会である。これに対して、「公的執行」とは公共サービスの提供をすべて官たる行政機関が担う形態であり、公共サービスが官の独占となり「行政サービス」（行政機関が提供する公共サービス）となった状況を意味する。

私的執行、公的執行のいずれかの極に偏ることは、経済の効率性、有用性に加え、社会全体の便益をも低下させる。公共サービスのすべてを私的執行に委ねることは、分業体制全体に対する調整・監督コストを増大させる。また、公共サービスのすべてを公的執行に委ねることは、行政の肥大化と財政危機を深刻化させる。公共サービスを私的執行と公的執行の両極に追いやるのではなく、私的執行と公的執行の間にあるパートナーシップに位置させることが重要な選択肢のひとつとなる。そのことが、限られた資源の活用において、地方自治体等が直接執行すべき純粋公共財への資源投入を厚くし、かつ行財政のスリ

ム化や公共サービスの質的改善に資する流れとなる。

エ PPP の限界

PPP は、市場原理による効率性とともにより非営利組織やコミュニティとの連携等地域の特性を考慮しつつ、公共サービスの提供について透明化を図り、行政が担う公共サービスの領域と手法を再検討する中で、地域の持続性を図る仕組みである。

しかし、PPP の実践においても、①官と民の二元的法制度や会計制度等依然として残された課題があり、地方分権や規制改革の取組みも途半ばであることから制度的制約が強いこと、②超少子高齢化やグローバル化が進む中で、民間部門の人的資源や資金等にも制約が強まり、官から民への民間化自体にも限界があること、③行政のコーディネート機能やモニタリング機能の充実が進まず、行財政のスリム化を中心とした民間化の流れも依然強く、請負型からの脱却が実質的に進んでいないこと、などの課題が指摘できる。

例えば、PPP の流れの中で 2000 年代に入り地方自治体に導入が本格化し、広範に活用されている指定管理者制度に関する主な実践的課題を具体的にみると、

- ①指定管理者導入では予算や職員の削減等行財政改革の面が実質的に強調されやすいこと、
 - ②地方自治体の条例・施行規則、従来からの管理型思考により運営が硬直的になる実態があること、
 - ③指定管理期間は、選定された法人・団体が継続的に管理・運営できるものの、指定管理期間経過後にはその継続性は保障されず施設運営の持続性が担保されない場合があること、
 - ④地方自治体と指定管理者間の情報共有等連携が不十分な場合、サービス提供の質に影響を与えると同時に、当該サービスを支える人的資源の育成が不十分となること、
- などである。以上の課題を考えるに際して、

- ①指定管理者制度を導入することは当該施設のサービスを民営化することではなく、あくまでも公共サービスとして位置づけながらその提供を民間に委ねる仕組みであり、最終的に公共サービスの提供の持続性確保の責任は地方自治体にあること、
- ②指定管理者制度の導入により単純に行政のスリム化が実現すると考えるのは適切ではなく、むしろ、新たな制度の質的確保・持続性を担保するための新たな人材の形成が必要となる側面があることを地方自治体は認識すること、
- ③特に指定管理者制度導入後の指定管理者との情報共有には十分に配慮し、指定管理者とともに公共サービスの提供について考え行動する姿勢が地方自治体には必要こと、
- ④指定管理者制度の課題として指摘される事項の大半は、地方自治体の指定管理者に対

するモニタリング機能が十分に発揮されていないことに起因する 경우가多く、指定管理者とともに公の施設から提供される公共サービスの質を維持し向上するためのモニタリング機能を生み出す努力が必要となること、

⑤指定管理者制度は対象となる公の施設から提供される公共サービスの性格によって多様であり、条例等に基づいて展開するものの、具体的な契約内容を画一的に行うことは必ずしも適切ではなく、モニタリング項目も含め提供する公共サービスの質に合わせて多様化すること、

⑥地方自治体の職員は2～3年を基本に定期異動することが多く、地方自治体の組織全体として指定管理制度の理解とノウハウを高める人材育成が組織的に必要なこと、などを踏まえる必要がある。特にモニタリングについては、従来から目標値を定めてそれを遂行する進行管理型が中心となっている。しかし、組織が人間行動の集合体であることをもっと認識し、目標値を達成する合理的側面だけでなく、人間行動に着目して目標を達成する行動志向型のコーディネート機能やモニタリング機能の形成が重要となる。

2 民間化の中の情報化

民間化を含めた自治体経営に構造的変化が求められている理由として、21世紀の超少子高齢化の進展があることは多言を要しない。過疎化と都市部集中が同時並行的に進行することへの対応、介護・医療や子育て環境の整備、空き家問題等超少子高齢化・人口減少への対応が、国政そして自治体経営の根幹に関わる課題となっている。

更に根底的な課題として、グローバル化と一体化した情報通信革命が挙げられる。情報通信革命は、インターネット、クラウドをはじめとした通信手段の問題にとどまらず、人間社会の情報の流れや情報の質・量を変化させ、個々人あるいは人間集団の意思決定の構図を変化させることで、地域の経済社会活動の質にも変化をもたらす。

情報は、組織・地域の内外を問わない人間関係を形成するための中核的要素であり、情報化は、人間関係を形成する情報の「集積」と「伝達移動」の流れを変えることである。すなわち、情報化は、人間関係を通じた経済社会活動の権限と責任の体系化を行う基本的要因であり、ガバナンス構造を構築する中核的要因である。また、インターネット等による情報の伝達移動がオープン化し、様々な社会現象が相互関連性を強め、信頼性の異なる情報が横断的に共有される中で、分野ごとに細分化された縦割り等自治体経営の枠組み自体の変革をも求める要因となっている。

民間化の取組みも、官民それぞれと相互間の情報の集積と伝達移動の構図を変える。民間化の取組みの本質は、行政及び民間との間の権限や責任で構成される機能や役割分担、すなわちガバナンス構造の再構築にある。その核となるのは「情報共有」、すなわち行政組織内部、そして民間事業者等を通じて展開される公共サービスに関する情報の集積と伝達

移動の構図の再構築を意味する。民間化の成果を公共サービスの持続的な質的向上に結びつけるには、既存枠組み内の効率化にとどまることなく、行政組織と官民関係のガバナンス構造、すなわち情報の集積と伝達移動の構図の進化を不可欠とする。情報の集積と伝達移動は、人間関係を形成するための中核的要素である。そして、民間化はパートナーシップを通じた官民の人間関係を形成する情報の集積と伝達移動の流れを変える。その変化を通じて、公共サービスの質の向上を実現するのが民間化政策である。

民間化の取組みは、単に職員数の削減や財政負担の抑制のために行われるものではない。スリム化のみで行うことは、規模のエスカレーション、すなわち、職員数や費用額などの数的規模だけに着目し、公共サービスの質的劣化だけでなく、職員や民間事業者のモチベーションを低下させる非合理的結果をもたらす要因となる。公共サービスの質的改善は、公共サービスの持続性確保の取組みと両輪となって進むことが不可欠となる。例えば、指定管理者の努力によりコスト削減が実現した場合、そのすべてを行政側に移転する仕組みであるとすれば、民間事業者のモチベーションは当然に高まらない。公共サービスの更なる質的向上に向けて、民間事業者がソフト面を中心に再投資することを可能にする仕組みづくりが必要である。

3 自覚的フィードバック機能

進化とは、「絶え間ない変化」を意味する。進化は、改革とは異なる。改革が、短期的に大きな枠組みの再構築を行うのに対して、進化は、日常から継続的な見直しを積み上げていくプロセスである。進化機能は、外部からの強い圧力ではなく、地方自治体内で自ら課題を発掘し、政策議論、財政運営のプロセスを通じて自覚的にフィードバックすることで生まれる。民間化の取組みは、この自覚的フィードバックに新たな認識をもたらす要因でもある。

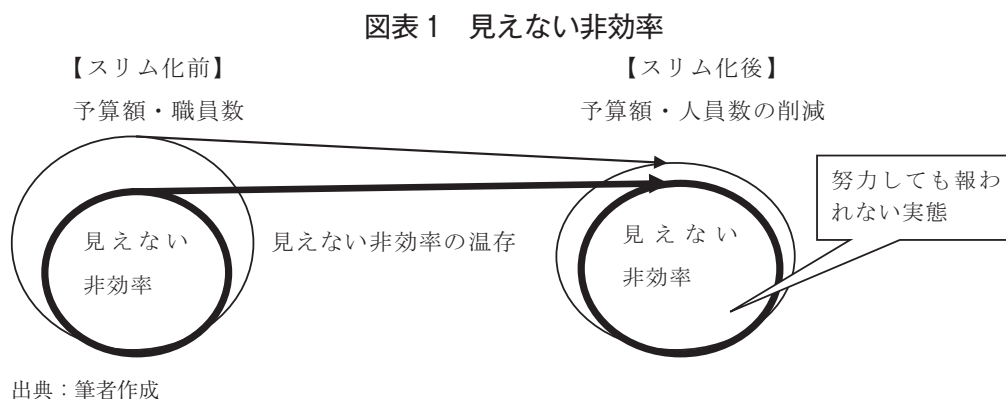
(1) 見えない非効率の発掘

自覚的フィードバックの目的に、「見えない非効率」の発掘がある。多くの地方自治体では、これまで職員数や歳出削減による組織・業務のスリム化に努力してきた。しかし、職員数や予算額等表面的な数値のみに依存したスリム化は、業務の多様化や輻輳化、そして組織の新たな情報集積や伝達移動の仕組みづくりと連動せず、行政組織の効率化や地域の持続性に対して大きなリスク要因となる。行政組織の中の意思決定や行動の中には、無意識化している「見えない非効率」があり、それを残しながらのスリム化が進行するからである。見えない非効率の中に、将来に向けたリスクを抱え込む非合理的な意思決定や人間行動を生じさせる組織体質が存在する。

予算額や人員等を削減しても、従来展開してきた意思決定や行政活動に潜む「見えない

非効率」を温存し続ければ、行き着く結果は行政内の非効率の比率を拡大させ「努力しても報われない実態」である（図表1）。例えば、情報化等の取組みを進め管理職の階層を減らしフラット化を実現、あるいは決裁手順を簡素化しても、インフォーマルな側面で従来同様の階層化された意思伝達と決裁の暗黙のルールが残存し、二重の負担が発生するなどである（暗黙のルールの優位性）。そのことは最終的に、職員のモチベーションの低下と公共サービスの劣化に結びつく。

こうした実態の場合、効率化に努力するほど、自治体経営の機能が劣化するいわゆる「逆機能」をもたらす。逆機能とは、課題を改善しようとして取り組んだことが、むしろ意図せずして当該課題を深刻化させることである。見えない非効率は、日常、ルーティン的に実施してきた当たり前と認識し、無意識化している領域に多く存在する。自治体経営の自覚的フィードバックとは、常に見えない非効率を組織と職員自らが民間等外部の視点も活用し、意識的に掘り起こし、克服に向けて新たな意思決定や行動原理を創造することである。



(2) ハインリッヒの法則

自覚的フィードバックを促す視点として、マネジメントに関する「1:29:300の法則」、いわゆる米国の労働災害の発生確率を分析したハインリッヒ（Herbert William Heinrich）の法則がある。組織内でひとつのミスや問題が生じた場合、背後には29の組織内で認識できる問題点があり、29の認識できる問題点の背後には300の組織内の視点では認識が難しい問題点（見えない非効率）が存在していることを示唆する。

組織内で認識されたひとつのミスや問題点は、行為者等によるひとつの原因から導き出されることはほとんどない。原因は多くの場合に、複合化し相互に関連し合った集団的人間行動からもたらされる。ひとつのミスを組織内で精査することで、更に認識可能な29の問題点が発掘され、29の認識可能な問題点を発掘するだけでは止まらず、300ともいわれる深層部に宿る日常化し無意識化した見えない非効率を本格的に発掘しなければなら

ず、この発掘には、組織内だけの視点では困難性が伴う。もちろん、29 や 300 の数字は現実のケースにより異なりイメージ的な面を持っている。重要な点は、組織内で従来の視点で発掘できる問題点は、原因の 1 割程度にすぎないことへの意識である。この問題を克服し、無意識化した点を意識化する手段としての民間化の取組みは、重要な機能を担う。

300 の日常化し認識しづらい問題点たる見えない非効率を放置し続ければ、当然に組織に病巣は残されたままとなり、同じミスや問題点を繰返して発生させる結果となる。表面的な問題点に目を奪われることなく、人間行動として問題点を自覚的に掘り起こす姿勢が必要である。

日常的に、組織自らは発掘困難な問題点を外部の視点等を取り入れつつ、継続的に行政評価等の仕組みを通じて発掘し見直している組織は 30 の問題点も減少し、結果として組織全体の効率化が進む。特に、情報化による経済社会活動の相互関連性の高まりは、従来にも増して見えない非効率の発生とハインリッヒの原則の重要性を示唆する結果となっている。このため、ハインリッヒの原則は、組織問題だけでなく地域問題を検証する際にも重要となる。

(3) 非合理的な意思決定

見えない非効率を抱え続ける要因として、個人や組織を通じた「非合理的な意思決定の構図」がある。非合理的な意思決定の具体例としては、

- ・行動エスカレーション=「今までやってきたから」に代表される経験や従来繰り返してきた行動を根拠に、将来への継続を正当化すること、
- ・規模エスカレーション=所得額、予算額等規模の大小のみで優先順位を判断すること、
- ・アンカーリングエスカレーション=最初に接した情報に大きく左右されること、
- ・フレミングエスカレーション=自分の組織、地域などに好意的な情報を優先しやすいこと、
- ・アクセスエスカレーション=日常よく使う入手ルートから得る情報を優先しやすいこと、
- ・勝者エスカレーション=成功体験に左右されやすいこと、

などが挙げられる。こうした非合理性を含んだ意思決定は、見えない非効率を通じて組織や地域にリスクを埋め込む要因となる。このため、日常から非合理的な意思決定の存在に留意し、自覚的に修正していくことが重要となる。

以上の見えない非効率、非合理的な意思決定は、組織だけでなく地域への政策展開でも同様に内在する問題である。経済社会現象では、表面的な課題・原因はすぐに認識できるものの、本質的課題・原因は容易に顔を見せない。なぜならば、経済社会現象の本質的課題・原因は、時間的・空間的に遠い位置に存在するからである。すなわち、時間的に過去から

積み上げられた原因、組織間や人間行動の相互の関連性の中で投網のように形成され原因が存在し、表面的に認識できることは、ごく僅かにすぎない。

4 まとめ

2000 年頃から新自由主義による市場メカニズム重視の流れがもたらしたコスト主義の過熱やセーフティネットの劣化等様々なデメリットが指摘されそれを克服しつつ、市場や民間企業だけでなく、公共サービスの担い手としての地域やコミュニティの機能を重視する PPP の流れが生じた。さらに公共サービスの提供だけでなく、公共領域の形成と展開自体に住民参加等民主的手続きを組み込む中で、国や地方自治体の政策や公共サービスを形成し展開する流れが生じている。市場主義に民主的手続きを組み込む新公共サービス NPS (New Public Service) 理論の強まりであり、住民、地縁団体、NPO など多様な主体が、多様な利害や価値観で参加し意思決定する仕組みの重視である。

NPS では住民、地縁団体たる自治会、NPO 組織など多様な主体が異なる価値観の下で参加し、市場だけでなく民主的な決定を展開することを基本とする。そして、民間化に関して市場原理ではなく民主主義の視点から住民への奉仕者としての視野を重視し、事業モデルを形成しようとする NPG (New Public Governance) として表現されている。NPS は、スリム化・効率化を最優先とするのではなく、民主的な政策決定を重視し公共サービスのあり方を役割と責任を分担しつつ議論するものである。こうした NPS を一歩進め国や地方自治体に住民等とネットワークを形成し、公共サービスだけでなく財政等広範な意思決定を行うことを重視するガバナンス議論が NPG の類型である。

民間化による機能と責任を分担を単に行財政のスリム化を目的として展開するのではなく、地域全体の民主的な意思決定と地域のコーディネート機能、そしてモニタリング機能を向上させることを自治体経営の大きな行動規範として展開する必要がある。

参考文献

- OECD 編集・平井文平監修翻訳『官民パートナーシップ—PPP・PFI プロジェクトの成功と財政負担』明石書店、(2014)
- 大住 莊四郎『ニュー・パブリック・マネジメント—理論・ビジョン・戦略』日本評論社、(1999)
- 大住 莊四郎『パブリック・マネジメント—戦略行政への理論と実践』日本評論社、(2002)
- 中井 英雄『地方財政学—公民連携の限界責任』有斐閣、(2007)
- 初谷 勇『公共マネジメントと NPO 政策』ぎょうせい、(2012)
- 野田由美子『民営化の戦略と手法—PFI から PPP へ』日本経済新聞社、(2004)
- 町田 裕彦『PPP の知識』日本経済新聞社出版局、(2009)

松本 英昭『新版逐条地方自治法〔第5次改訂版〕』学陽書房、(2009)

宮脇淳・富士通総研 PPP 推進室『PPP が地域を変える—アウトソーシングを越えて 官民協働の進化形』ぎょうせい、(2005)

宮脇 淳編著『自治体経営改革シリーズ 1 自治体戦略の思考と財政健全化』ぎょうせい、(2009)

宮脇 淳著『創造的政策としての地方分権・第二次分権改革と持続的発展』岩波書店、(2010)

宮脇 淳著『「政策思考力」基礎講座』ぎょうせい、(2011)

宮脇淳・若生幸也『地域を創る！「政策思考力」入門編』ぎょうせい、(2016)